

令和 2 年 9 月 10 日

保護者の皆様へ

岸和田市教育委員会
岸和田市立久米田中学校
校長 佐々木 隆

新型コロナウイルス感染症による臨時休業時等の給食費について

日頃は、本市学校給食の運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

6 月から分散登校での給食が再開され 1 学期の間、感染対策を行い、給食を実施してきました。2 学期も同様に感染対策を行い実施してまいります。

現在、大阪府内でも多くの感染者が報告されております。今後も発熱や風邪症状など、新型コロナウイルス感染症の疑いで学校を休む場合（出席停止取り扱い）も十分考えられます。

つきましては、今年度の給食費について次のとおり取り扱うことと致しますのでお知らせします。（ただし今後、国における新型コロナウイルスの取り扱いに変更があった場合は、給食費の取り扱いも変更する場合があります）

保護者の皆様には、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 臨時休業期間中の給食費

後日返金します。「3. 給食費の徴収（精算方法）について」をご確認ください。

2. 生徒の出席停止における給食費

「新型コロナウイルスに感染した（または感染の疑いがある）状況で、生徒が登校することで感染が拡大する恐れがある場合は出席停止となり、当該生徒の給食費は徴収しません。

- ①生徒の感染が判明した場合
- ②生徒が濃厚接触者と特定された場合
- ③発熱や風邪症状がみられる場合
- ④家族・同居者の感染が判明した場合や家族・同居者が濃厚接触者と特定された場合 など

※ただし、新型コロナウイルスの感染疑いがない場合の出席停止については、通常の給食費の取り扱いとなります。

例 1) 感染が心配で学校を休む場合

例 2) P C R 検査の結果が「陰性」で保健所等も自粛要請がない場合で、その後も学校を休む場合 など

例 3) 溶連菌やインフルエンザなどでの出席停止 など

3. 給食費の徴収（精算方法）について

2 月の徴収金で学年費・給食費の調整を行います。調整額は徴収する際にお知らせします。